

2024年度事業計画書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人親の学び舎

1 事業実施の方針

① 地域の居場所づくり事業

- ・地域食堂：地域住民の居場所づくり、自分たちで料理を作ったり、みんなで集って食べる食育の場を運営する。又、地域住民同士の斜めの関係を築ききっかけづくりの場とする。
- ・食育活動：畑を借り1年通して食べ物を育て、収穫しいただくまでの命の循環を体験から学ぶ場。

② おしごと体験事業

- ・地域の企業と子どもたちが出会う場。将来のしごとの種となる記憶に残る体験の場を設定する

③ フードパントリー（宅食）及びフードバンク事業

- ・学校教育課（SSW）や障害者施設等と情報共有しながら、貧困家庭への食材提供を通じて関係構築のきっかけとすることで困った時に気軽に相談できる人や場に繋がる活動を行う。
- ・地域住民同士の支えあいのしくみづくりとしてフードバンク活動を行う。

④ 大人の学び合いの場づくり

- ・地域住民の知恵や経験を共有し合うことで、地域住民の英知を広げる活動を行う。
- ・専門家を招き、勉強会や研修会を開催する

⑤ 生活相談等事業

- ・①～④の事業に参加した方々が困った時に相談を受け専門家を紹介する。

⑥ 障害福祉に関する研修会・講演会の企画・運営・協力

- ・障害福祉に関する研修会や講演会の企画を当事者会や当事者を支える家族会とともに企画・運営・協力をしながら開催し地域福祉をすすめる。

⑦ 障害福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業

- ・障害福祉に携わる支援員の知識と技術の向上のため普及・啓発を行う。

⑧ 障害福祉に関する総合相談支援事業

- ・障害があってもなくても地域に暮らす住民として、総合相談を受け地域に住み続けられるよう一緒に考え適切な制度や支援機関につなぐ。

⑨ 障害福祉に関する調査研究及び情報提供

- ・障害福祉に関する調査研究をおこない、分析をもとに個別課題を地域課題として検討いただけるよう情報提供する。

⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

- ・障害者の日常生活や社会生活のなかで困っていることを総合的に聴き、適切な制度利用や支援事業所の利用開始に向けて計画表の作成を行う。

⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

- ・障害者が社会生活をおくる上で必要な知識や訓練を行う

⑬ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ・児童福祉法に基づく障害児に関する相談を受け、福祉サービスの利用について計画表作成を行う。

⑭ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ・児童福祉法に基づく障害児の支援事業を行う。

⑮ 前各号のほか、上記の目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額
地域の居場所づくり事業	地域食堂	4月～3月	公民館等	8名	地域住民 10～20名	99000
	食育活動(畑)	5-8-10-12-3月	NOEARTHさんの畑	5名	地域住民 20名	41000
おしごと体験事業	ケーキ屋さん	8月～9月	原町公民館	5名	地域住民 10名	3000
	お仕事	7月、1月	公民館、学童等	3名	地域住民 30名	17000
フードパントリー及びフードバンク(宅食)事業	フードパントリー(宅食)	5-10-12-2月	チェンジトレードさん	6名	地域住民 15世帯70名	900000
大人の学び合いの場づくり	HSP・HSCについて	10月	原町公民館	1名	地域住民 10名	5000
生活相談等事業	実施予定なし					
障害福祉に関する研修会・講演会の企画・運営・協力	実施予定なし					
障害福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業	実施予定なし					
障害福祉に関する総合相談支援事業	2月頃より実施予定	2月頃より	相談支援事業所	1	障害者 2名	0
民間及び地方公共団体からの社	実施予定なし					

会福祉に関する受託事業						
障害福祉に関する調査研究及び情報提供事業	実施予定なし					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	2月頃より実施予定	2月頃より	相談支援事業所	1	障害者 5名	50000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	2月頃より実施予定	2月頃より	相談支援事業所	1	障害者 5名	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし					
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	2月頃より実施予定	2月頃より	相談支援事業所	1	障害児 15名	150000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施予定なし					
前各号のほか、上記の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額
物品販売事業	実施予定なし				

2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人親の学び舎

1 事業実施の方針

① 地域の居場所づくり事業

- ・地域食堂：地域住民の居場所づくり、自分たちで料理を作ったり、みんなで集って食べる食育の場を運営する。又、地域住民同士の斜めの関係を築ききっかけづくりの場とする。
- ・食育活動：畑を借り1年通して食べ物を育て、収穫しいただくまでの命の循環を体験から学ぶ場。

② おしごと体験事業

- ・地域の企業と子どもたちが出会う場。将来のしごとの種となる記憶に残る体験の場を設定する

③ フードパントリー（宅食）及びフードバンク事業

- ・学校教育課（SSW）や障害者施設等と情報共有しながら、貧困家庭への食材提供を通じて関係構築のきっかけとすることで困った時に気軽に相談できる人や場に繋がる活動を行う。
- ・地域住民同士の支えあいのしくみづくりとしてフードバンク活動を行う。

④ 大人の学び合いの場づくり

- ・地域住民の知恵や経験を共有し合うことで、地域住民の英知を広げる活動を行う。
- ・専門家を招き、勉強会や研修会を開催する

⑤ 生活相談等事業

- ・①～④の事業に参加した方々が困った時に相談を受け専門家を紹介する

⑥ 障害福祉に関する研修会・講演会の企画・運営・協力

- ・障害福祉に関する研修会や講演会の企画を当事者会や当事者を支える家族会とともに企画・運営・協力をしながら開催し地域福祉をすすめる。

⑦ 障害福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業

- ・障害福祉に携わる支援員の知識と技術の向上のため普及・啓発を行う。

⑧ 障害福祉に関する総合相談支援事業

- ・障害があってもなくても地域に暮らす住民として、総合相談を受け地域に住み続けられるように一緒に考え適切な制度や支援機関につなぐ。

⑨ 障害福祉に関する調査研究及び情報提供

- ・障害福祉に関する調査研究をおこない、分析をもとに個別課題を地域課題として検討いただけるよう情報提供する。

⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

- ・障害者の日常生活や社会生活のなかで困っていることを総合的に聴き、適切な制度利用や支援事業所の利用開始に向けて計画表の作成を行う。

⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

- ・障害者が社会生活をおくる上で必要な知識や訓練を行う

⑬ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ・児童福祉法に基づく障害児に関する相談を受け、福祉サービスの利用について計画表作成を行う。

⑭ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ・児童福祉法に基づく障害児の支援事業を行う。

⑮ 前各号のほか、上記の目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施に関する事項

(2) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額
地域の居場所づくり事業	地域食堂	4月～3月	公民館等	8名	地域住民 10～20名	99000
	食育活動(畑)	5-8-10-12-3月	NOEARTHさんの畑	5名	地域住民 20名	35000
おしごと体験事業	ケーキ屋さん	8月～9月	サンレイクかすや	5名	地域住民 10名	20000
	お仕事	7月、1月	公民館等	3名	地域住民 30名	6000
フードパントリー及びフードバンク(宅食)事業	フードパントリー(宅食)	5-10-12-2月	チェンジトレードさん	6名	地域住民 15世帯70名	900000
大人の学び合いの場づくり	おしゃべりママtime	不定期	原町公民館	1名	地域住民 10名	5000
生活相談等事業	実施予定なし					
障害福祉に関する研修会・講演会の企画・運営・協力	実施予定なし					
障害福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業	実施予定なし					
障害福祉に関する総合相談	障害福祉に関する相談を総合的に実施す	通年	相談支援事業所	1	障害者 2名	0

支援事業	る					
民間及び地方公共団体からの社会福祉に関する受託事業	実施予定なし					
障害福祉に関する調査研究及び情報提供事業	実施予定なし					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者の特定相談支援を実施する	通年	相談支援事業所	1	障害者 20名	200000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	障害者の一般相談支援を実施する	通年	相談支援事業所	1	障害者 20名	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし					
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児の相談支援を実施する	通年	相談支援事業所	1	障害児 80名	800000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施予定なし					
前各号のほか、上記の目的を達成するために必要な	実施予定なし					

事業						
----	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の予算額
物品販売事業	実施予定なし				

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。